

事務連絡
令和2年12月28日

各地方運輸局自動車技術安全部部長 } 殿
沖縄総合事務局運輸部部長

自動車局技術・環境政策課
自動運転戦略官

自動運転車の公道実証に係る基準緩和手続きの合理化について（周知）

今般12月15日に開催された規制改革推進会議第6回投資等ワーキング・グループにおいて、自動運転車の公道実証を行うIT系ベンチャーなどから改造車の基準緩和手続きの合理化について要望があり、審議の結果、同一事業者からの申請に対しては、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じであると認められる申請においては、当該部分の再度の審査を省略するなど、審査手続きの合理化を図ることとしました。

この点について、12月15日に担当者より連絡したところですが、今後、自動運転車の公道実証に係る基準緩和の実証にあたっては、下記のとおり、対応いただくようお願い致します。

なお、本取扱いに関してご不明点等があれば、自動車局技術・環境政策課自動運転担当まで連絡するようにして下さい。

記

1. 同一事業者の申請であって、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じであると認められる場合は、当該部分の再度の審査を省略するなど、審査手続きの合理化を図ること。
2. 自動運転車の公道実証に係る基準緩和申請があった場合は国土交通省自動車局技術・環境政策課に一報を入れること。
3. 同一事業者が異なる運輸局等の管内で基準緩和申請を行う場合等には運輸局間で連携・協力すること。